

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年五月十九日奈良県指令建第九八一二五七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年七月三日建第八九七三号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年七月三日建第五三三六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字南郷五九四番一、五九五番及び五九七番六の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大字藤森三七一番地

葛城木材産業株式会社 代表取締役 嶋田盛男

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字南郷五九五番及び五九七番六の各一部
下水道 北葛城郡広陵町大字南郷五九五番及び五九七番六の各一部

一 許可番号

平成二十九年五月十五日奈良県指令建第一〇〇一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年七月三日建第八九七四号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年七月三日建第五三三七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市忍海一六五番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市三七一番地の六

川田剛

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 葛城市忍海一六五番の一部